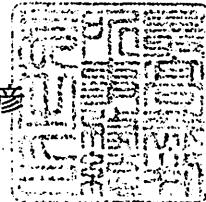


平成31年1月23日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成31年1月23日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、平成30年10月24日時点では、本件対象文書が廃棄されていなかったといえる旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

現行犯逮捕された司法修習生が不起訴処分となったことに関して作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年12月20日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

最高裁判所では、現行犯逮捕された司法修習生が不起訴処分となったことについて、報道機関から照会があり、それに対応するため、本件対象文書（事実

関係の問合せへの応答に係る文書)を作成したが、対応終了後は、事務処理上使用することが予定されておらず、保有する必要もない短期保有文書であることから、事務処理上必要な期間が経過したため廃棄した。

したがって、本件対象文書は、本件開示申出時点において廃棄済みであり、最高裁判所には、本件対象文書は存在しない。

よって、原判断は相当である。